

令和8年4月改定

学校生活の基本的な約束



この約束は教育目標に照らし合わせ、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であり、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けています。

本校においては、この約束を生徒議会等で生徒が議論することで、その意義や有用性を多面的に検討し、さらに家庭の事情や費用面等を含めて総合的に判断して、最終的には校長により定められてきました。例えば、防寒着に関する内容は令和3年度生徒会の取組による成果の一つです。しかし、議論した当時の生徒はその意義を理解し、うまく運用できていても、時間の経過とともに、意義が失われ、不適切な状況を招くこともあるでしょう。その際には、再び、生徒議会で議論し、学校、地域の状況、時代の変化等に合わせて、内容を変更していきましょう。

豊田市立藤岡南中学校

1 制服や身なり

(1) 旧制服

ア 男子

- ① 冬服：標準マーク入り学生服で体の大きさにあったもの
 - ・カラーの形は従来のものでもラウンドエバーカラーも可とする。
 - ・前ボタンは5つ、袖口ボタンは2つずつつける。
 - ・寒さを感じる場合、制服の下に学校指定ジャージを着ても可とする。

イ 女子

- ① 冬服：紺のセーラー服
 - ・襟は紺とする。(黒も可)
 - ・襟のラインは5mm 2本で色は淡桜色とする。(白も可)
 - ・学校指定の桜色のリボンを着用する。
 - ・寒さを感じる場合、女子は制服の上から学校指定ジャージを着ても可とする。
 - ・袖ホック、胸ホックは必ずとめる。
- ② 夏服：上着は白、スカートは紺のセーラー服
 - ・襟は紺とする。(黒も可)
 - ・襟のラインは5mm 2本で色は淡桜色とする。(白も可)
 - ・学校指定の桜色のリボンを着用する。
 - ・胸ホックは必ずとめる。



ウ 制服の下に着るもの

- ① 冬服時
 - ・学生服の下には夏の開襟シャツまたは白のカッターシャツか体操服、セーラー服の下には、白のTシャツ(ワンポイントまで可)か体操服を着用する。(男子は学校指定ジャージも可)
 - ・寒さに応じてセーター、トレーナー等は着用してよいが、制服から出さない。フード付きパーカーなど、制服から出るものは不可とする。
- ② 夏服時
 - ・制服の下に白いシャツか半袖シャツを着用する。
 - ・体操服も可とする。



(2) 新制服

ア ブレザー

- ・上のボタンは、必ず留める。
- ・ネクタイ、リボンをつける場合は、ゆるめず整えた状態で着用する。

イ 長袖シャツ

- ・シャツの裾は出さない。
- ・ボタンは、第一ボタン以外は必ず留める。

・長袖シャツは衿付きで白無地のものとする。(ポロシャツやカッターシャツも可)

ウ 学校指定ポロシャツ

- ・学校指定ポロシャツを一番上に着る場合はシャツの裾を出してもよい。
- ・上からブレザーを着用する場合はポロシャツの裾をしまう。
- ・ボタンは全て留める。

エ 制服の下に着るもの

- ・ブレザーの中にVネックのニット類(セーター、カーディガン、ベスト)を着用してもよい。
- ・ポロシャツの下には、無地のシャツか体操服を着用する。

制服価格の目安	
ブレザー	28,000円程度
スラックス	18,000円程度
スカート	19,000円程度
半袖ポロシャツ	4,900円程度
ネクタイ	2,500円程度
リボン	2,500円程度

(3) 新旧制服共通事項

ア スラックス・スカート

- ・スラックス着用時はベルトを必ず着用する。色は黒、紺、茶の無地とする。
- ・スカート丈はひざが隠れることを目安とし、基本的に折らない。(長すぎる場合は相談)

イ ソックス・靴下

- ・靴下は白・黒・紺系または灰色を基調とする華美でないものとする。
- ・ルーズソックスなどの特殊なソックスは不可とする。

ウ その他

- ・制服の移行期間は設けず、気温や体調に合わせて各自で判断する。
ただし、学校から指定のあった場合(式典や行事等)は学校の指示に従うものとする。

(3) 名札

- ・学校指定のものを胸ポケット部につける。
- ・名札にシール・キーホルダー等につけない。
- ・注文は学校で行う。

価格の目安	
上履き	2,500円程度
体育館シューズ	4,100円程度
学校指定のバッグ	11,000円程度

2 靴、上履き、通学バッグ

(1) 靴

- ・白色、黒色、紺色、灰色を基調とし、通学と運動に適したものとする。
- ・ハイカット、スパイク、華美なものは不可とする。

(2) 上履き

- ・学校指定のスリッパ



(3) 体育館シューズ

- ・学校指定の体育館シューズ(ラインカラーは赤)
- ・体育館と柔剣道場で使用する。



(4) 通学用バッグ

- ・学校指定の通学用バッグ
- ・取り間違いを防ぐために、お守り程度の大きさの目印を1つ付けてもよい。
- ・荷物が通学用バッグに入らない場合は、華美ではないバッグを使用してもよい。
- ・教科書・ノートは学校に置いていってよい。指定された場所に置く。



3 体操服について

(1) 体操服

- ・藤岡南中学校指定の体操服とする。
- ・ジャージ上下、半袖シャツ、ハーフパンツを体操服とし、保健体育科の授業で着用する。また、半袖のシャツの下に長袖のインナーを着てもよい。
- ・冬場…学校指定のジャージ上下、学校指定の半袖体操服、学校指定のハーフパンツを着用する。
- ・夏場…学校指定の半袖体操服、学校指定のハーフパンツを着用する。

(2) ジャージ

- ・ジャージの下には必ず体操服を着るようにする。

体操服・ジャージ価格の目安			
=S・Mサイズの場合=			
・冬(ジャージ上)	6,800円程度	(ジャージ下)	4,200円程度
・夏(半袖シャツ)	4,000円程度	(ハーフパンツ)	2,800円程度

4 頭髪について

- ・清潔感のある自然な髪型で、前髪は目にかからない。
- ・着色、脱色、パーマ、その他特殊な加工はしない。
- ・整髪料は使用しない。
- ・髪が肩にかかる場合は1つか2つにまとめる。
- ・まとめるものは、目立たない色(黒・紺・茶)のゴムやピンを使用する。

5 持ち物について

- ・持ち物には記名をする。
- ・授業等に不要な物は持ってこない。(お菓子・携帯電話・化粧品など)
- ・制汗スプレーは使用不可とするが、無香料の汗拭きシートのみ使用可とする。
- ・日焼け止めは使用可とする。
- ・くしゃりリップクリーム、ハンドクリームは使用可とする。リップクリームは、無色のものとする。使用する際は、教室か洗面所で使用する。
- ・はさみやカッターナイフなど、刃物は学校に持ち込まない。

6 防寒具・防寒着について

(1) 登下校時の防寒具

- ・手袋、マフラー（ネックウォーマー）、イヤーマフの使用を認める。
- ・防寒具はロッカーに収まる大きさのものとする。（色の指定はない）
- ・自転車乗車時は安全に考慮し、マフラーやイヤーマフを着用しない。（ネックウォーマーは可）

(2) 活動時の防寒着・防寒具

- ・教室内では着用しない。かばんやロッカーの中に整頓して入れておく。
- ・体育の授業や野外での活動（清掃時など）中の防寒着・防寒具の着用を認める。ただし、安全やその他の理由において、教師より指示があった場合には脱ぐものとする。

(3) タイツ・レギンス

- ・色は黒色のみ。ラインや柄などが入っていないもの。目安は80デニール以上。
- ・柔道の授業など、指示があった場合には脱ぐものとする。
- ・タイツのときは靴下を履く必要はない。タイツが滑りやすいと感じる人は、靴下をはいてもよい。レギンスの場合は靴下を着用する。

(4) ブランケットの使用

- ・色や柄などは特に指定はないが、落ち着いて授業に集中できるものは使用を認める。
- ・教室を離れる際は、ロッカーの中か椅子の座面にきれいに畳んでしまう。
- ・授業や集会等での使用を認めるが、(不正行為防止のため)テストの時は使用不可とする。

(5) その他

- ・スポーツドリンクの持参は可とする、
- ・登下校時に帽子や日傘を活用したうえでの小型送風機、ネッククーラーの使用を認める。
- ・塩分タブレットは、「体育・部活動の前後」、「下校前」に担当教員に声をかけて服用する。ただし、人に渡さない。また、ごみは各自で処分する。（あめなどは、時間内に服用できないことがあるため不可とする）
- ・カイロの使用を認める。学校で捨てない。

7 登校の時間と遅刻の対応

- ・ 7 : 45 前には、基本的に登校しない。
- ・ 欠席・遅刻の場合は、8 : 00 までにきずなネットで保護者が学校へ連絡する。連絡が 8 : 00 以降になる場合は保護者が電話で学校へ連絡する。
- ・ 8 : 10 までに教室に入室していなければ遅刻とする。
- ・ 遅刻した場合は自分で門を開閉し、職員室に報告をして教室に行く。
- ・ 8 : 15 ~ 15 : 30 は、正門、自転車置き場横の門は閉める。

8 自転車通学

(1) 自転車通学ができる生徒

- ・ 自転車通学が許可される地域の生徒で、自転車通学を申し出た生徒とする。
- ・ 「自転車通学許可願」を提出し、認定ステッカーを自転車に貼る。

(2) 自転車通学が許可される地域

- ・ 市の基本的な基準（中学校を中心に半径 2 km を超える区域について自転車通学を許可）に準じる。

【深見町、田茂平町、西中山町広クテ、西中山町荒子 1 番地・62 番地の生徒】

(3) 自転車通学の服装

- ・ 男子…制服かジャージかハーフパンツ、防寒具
 - ・ 女子…ジャージかハーフパンツ、防寒具
- ※新制服でスラックスを着用する場合は制服も可

(4) 使用する自転車について

- ・ 自転車のスタンドが、両足スタンドのものを使用する。

(5) 自転車通学者の規則について

- ・ 荷物が重たい場合は、自転車の荷台にくくりつける。その他の荷物は前かごを利用する。
- ・ ヘルメットのあごひもは、きちんとしめること。ヘルメットについては学校指定のものはない。
- ・ 学校の敷地内は、自転車から降りて、引いていく。
- ・ 道路を横断するときは、自転車から降りて引いて渡る。
- ・ 雨天時はカッパを着用し、傘をさして乗車はしない。
- ・ 左側通行を原則とする。
- ・ スピードを出しすぎない。
- ・ 信号のない交差点は一旦停止し、飛び出ししない。
- ・ 二人乗り・並列走行・ノーヘル走行等の危険走行はしない。
- ・ 集団下校中の小学生を追い越す時にはベルを鳴らし、必ず自転車から降りる。
- ・ 規則を守らない者は、学校長の指示により自転車通学の許可を取り消す。

9 バス通学について

- ・バス利用者は、田茂平町、深見町（向イ洞、御内平、洞田）の生徒のみ
- ・バス停では、騒いだり、広がったりするなど他の人に迷惑になる行為をしない。
- ・下校時にバスの時刻まで時間がある場合は、保健室等で自習をして待つ。

10 送迎について

- ・必要があって送迎してもらう場合は、正門横の駐車場で乗り降りする。
- ・体育館前や自転車置き場横の門では車を待たない。

令和6年1月改定

令和7年1月改定

令和7年4月改定

令和8年4月改定